

ひとり暮らし高齢者等の支援

●地域支援事業による高齢者サービス

要介護者交流事業	介護者どうしが悩みを打ち明け合って孤立感を和らげたり、情報交換などを行って、介護について考えるきっかけを作ってもらうように支援します。
認知症啓発事業	いろいろな団体や会社、学校に行き、認知症の正しい知識と理解をうながし、認知症の人に適切にかかわれるように支援します。
介護相談員派遣事業	介護相談員が、介護サービスを提供している事業者と利用者の間に立ち利用者が事業者と対等な立場で安心してサービスを利用できるように支援し、事業所のサービスの質の向上もめざします。
介護給付費通知事業	介護サービスを行う事業所が、県の国民健康保険団体連合会に請求した介護報酬の内容を2か月ごとに年6回、利用者にはがきでお知らせします。
要介護（要支援）高齢者24時間対応支援事業	介護している人に緊急の用事ができて在宅での介護が難しくなった場合、ふだんデイサービスなどで利用している事業所が、当日預かりや泊まりを一時的に引き受けます。 (実施事業所に限ります。)
介護用品の支給事業 (紙おむつ助成事業)	要介護1以上と認定されて、紙おむつを使用している高齢者を在宅で介護している住民税非課税世帯に、介護用品支給助成を行います。
成年後見利用支援事業	認知症などで判断能力が不十分な人について、身寄りがなく成年後見制度の申し立てをする家族がない場合、市長が代わって申し立てを行います。
緊急通報サービス	ひとり暮らしの高齢者が、慢性的な病気などでふだんの生活に注意が必要な場合、不安感を和らげ、安全を確保するため、緊急通報装置をとりつけ、その費用を助成します。
徘徊高齢者位置情報提供サービス利用助成事業	要介護1以上と認定されて、認知症による徘徊がみられる高齢者を介護している家族が、位置情報サービスを利用する場合その初期費用を助成します。
住宅改修費支給申請理由書作成業務補助事業	ケアプラン作成のサービスを受けていない要介護（または要支援）の人が、住宅改修だけを希望する場合、ケアマネジャーに相談して申請に必要な理由書を作成してもらうことができます。そのさい、ケアマネジャーの所属する事業所に補助金を交付します。 (実施事業所に限ります。)

●その他の高齢者サービス

配食サービス	高齢者のみの世帯で、収入金額が定める金額以下の人で、さまざまな理由で食事の準備や調理が困難な人を対象に、食材の配達と調理にかかる費用の一部を助成します。 また、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達し、そのさい高齢者の様子を見て、何らかの異常があったとき等は、関係機関へ連絡します。
軽度生活支援サービス	高齢者のみの世帯で、収入金額が定める金額以下の人で、ふだんの生活で援助が必要な人を対象に、軽易な日常生活支援サービスを安価で提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・外出時の援助と見守り（例：通院の付き添い） ・食事や食材の確保（例：食材の買い出し） ・寝具類の洗濯、日干し、クリーニング ・家屋内の掃除や整理・整頓その他
訪問理美容助成サービス	高齢者のみの世帯で、老衰・心身の障害及び傷病等の理由により、理（美）容院に行くことが難しく、家まで理（美）容師さんに来てもらう場合、かかった費用の一部を助成します。
沖島通船助成事業	沖島に住む高齢者が介護サービス等を利用する場合や、介護保険・高齢者生活支援のサービス提供に向かうサービス事業者などに通船料を助成します。



【お問い合わせ先】
 高齢福祉介護課
 ☎ 0748-33-3511 FAX 0748-31-2037
 近江八幡市総合福祉センター ひまわり館1階

人口と高齢化
総合介護計画のめざすもの

介護サービス事業所
被保険者数の推移

介護サービス費見込み
地域密着型サービス

介護保険料の決まり方
介護保険のしくみと加入者

地域ぐるみの介護予防
地域包括支援センターの役割

ひとり暮らし
高齢者等の支援